

お 知 ら せ 《 information 》

下北地域県民局県税部からのお知らせ
～軽油引取税 免税証と免税軽油の取扱いについて～

◆次の用途に使用する軽油の引取りに対しては、申請により軽油引取税が免税となります。(この軽油を「免税軽油」といいます)

- (1)農業・林業用機械の動力源の用途 (2)船舶・鉄道車両の動力源の用途
 (3)木材加工業、鉄鋼業、鉱物の掘採事業などの一定の用途

◆免税証は、免税軽油を購入するための券です。免税軽油を使用する方は、次の点に注意し、適切に免税証と免税軽油を使用してください。

①**免税証は自分で大切に保管してください**

免税証は、交付を受けた人しか使用できません。紛失や盗難を避けるため、鍵のかかる場所に保管しましょう。また、免税証を他人に譲り渡す行為や、ガソリンスタンド等の販売店へ預ける行為は、絶対にしないでください。

②**免税軽油は免税証と引き換えに購入してください**

免税証と免税軽油は、給油の都度、同数量を引換えしてください。免税証の有効期間の前後に給油した軽油は免税の対象となりません。

③**免税軽油は他人に譲り渡すことができません**

免税軽油は、他人に譲り渡すことができません。特に、免税軽油を使用していた船や機械を譲り渡す場合は、燃料タンク内に免税軽油を残さないように注意してください。

④**免税軽油は法律で認められた人が法律で認められた機械にしか使用できません**

免税軽油は、認められた機械にしか使用できません。例えば、船の使用者の場合、免税軽油を使用できるのは、船のエンジンのみで、それ以外には使用できません。

詳しくは『下北地域県民局県税部 課税課』(☎22-8581 内線207)までお問い合わせください。

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、平成22年10月25日(月)から始まりました。

- ・対象者は、戦後強制抑留者で**平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方**です。
- ・請求受付期間は、**平成22年10月25日～平成24年3月31日**です。
- ・当基金から請求書類をお送りします。まだ、お手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

<ご連絡・お問い合わせ先>

独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金担当

☎0570-59-204 (IP電話、携帯電話からは03-5860-2748)

受付時間：平日9:00～18:00(土・日曜日、祝日はご利用いただけません)

『下北半島割』優待乗船!

★津軽海峡フェリー(株)では、下北半島エリアの住民を対象に、以下の特別割引を実施いたします。

- ◆適用期間：平成22年10月12日～平成22年3月3日まで
- ◆航 路：大間～函館(20%引)、青森～函館(20%引)

※ただし、**事前予約、事前振込**が必要です。

なお、**村づくり育てる農林水産課 商工振興グループ**にて、申込方法や振込用紙を配布しておりますので、ご活用ください。

<お問い合わせ先>

東通村づくり育てる農林水産課 商工振興グループ ☎0175-27-2111(内線115～117)

津軽海峡フェリー(株)CS・旅客部マーケティングチーム ☎017-715-5656(担当：工藤)

